防大衛第1020号 平成3年11月21日

各 部 長

殿

各 学 群 長

防衛大学校長

防衛大学校本科学生の診療証の取扱いについて(通達)

改正 平成12年4月1日防大総第339号 平成22年4月1日防大総第477号

標記について、防衛庁職員療養及び補償実施規則(昭和30年防衛庁訓令第73号)第16条の規定に基づき、防衛大学校本科学生の診療証の取扱いについて、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 趣旨

この通達は、防衛大学校本科学生(以下「学生」という。)の診療証の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

- 2 診療証を交付要領及び有効期間
- (1) 診療証を交付する場合には、診療証交付台帳(別紙様式第1)に所要事項を 記載し、診療証の交付、返納等の管理状況を明らかにするものとする。
- (2) 診療証の有効期間は、交付の日から次期更新日までとする。
- (3) 学生は、診療証の有効期間が経過した場合には、当該診療証を直ちに返納し、 又は更新を受けなければならない。
- (4) 診療証の交付に関する事務は、衛生課長が行うものとする。
- 3 記号及び番号

診療証に使用する記号は、「自防大」とし、番号は、学生の学生証番号によるものとする。

4 変更事項の届出

学生は、診療証の第一面の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに診療証記載事項変更届(別紙様式第2)に診療証を添付の上届出し、所要の訂正を受けなければならない。

5 再交付

学生は、診療証を亡失又は損傷した場合には、速やかに診療証再交付申請書(別紙様式第3)により申請しなければならない。

6 返納

学生は、その身分を失ったときは、直ちに診療証を返納しなければならない。

別紙様式第1 (第2項関係)

診療証 交付 台 帳

記号	自防大													
No.	交	付	rr /	, 44.00	受領印	再	交	付	返	納	更	新	摘	要
	年月日	番号	氏 名	4 生年月日		年月	日	理由	年月日	理由	年月日	理由		
							,			-				

		指導教官印
	平成 年	月 日
防衛大学校長 殿		
	所 属	
	学 年	
	氏 名	印
診療証記載	事項変更届	
項目 新	旧	
添付書類:診療証		
4.		

指導教官印

平成 年 月 日

防衛大学校長 殿

.....

所 属学 年

氏 名

印

診療証再交付申請書

下記の診療証を(亡失、損傷等)したので再交付を申請します。

記

記号・番号	7	自防力						
交付年月日	1		年	月	日			
所	Ę.	第	小隊					
学 生	E	第	学年					
氏 4	当							
生年月	3		年	月	日			
亡失年月日	3		年	月	日			
亡失、損傷等の理事								

備考:1 不用の文字は抹消すること。

2 損傷等の場合の申請には、当該診療証を添付すること。